

吉福第3381号  
平成30年2月13日

吉田町監査委員 伊藤 利勝 様  
吉田町監査委員 遠藤 孝子 様

吉田町長 田 村 典 彦

財政的援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果に基づく措置について

平成29年10月25日付け吉監第33号による随時監査結果報告における指摘事項及び意見について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項及び吉田町監査委員監査基準第32条第1項の規定により通知する。

記

- 1 監査の種別  
財政的援助団体等監査（公の施設の指定管理者）
- 2 監査の対象  
吉田町デイサービスひまわりの家、吉田町北区いきいきセンター
- 3 監査結果報告年月日  
平成29年10月25日
- 4 吉田町デイサービスひまわりの家
  - (1) 指摘事項
    - ア 業務報告等について
      - 管理運営仕様書7「事業報告等について」の規定では、報告書の提出期限は「会計年度終了後30日以内」となっているが、基本協定の60日以内と矛盾しており、基本協定第10条の規定に基づき、管理運営仕様書7の規定を60日以内と速やかに改定すべきである。
      - 事業報告提出依頼文書において、様式を指示しているにも関わらず、指定管理者は独自の様式で提出している。指示どおりの様式で提出させるべきである。
    - イ 基本協定書と管理運営仕様書との相違について

基本協定書・業務報告書  
管理運営仕様書・事業報告書  
上記のように基本協定書と管理運営仕様書で報告書の名称が異なっているが整合性を図るべきである。

(2) 措置の内容

ア 業務報告等について

○管理運営仕様書の報告書の提出期限を、基本協定書に合わせ、「会計年度終了後60日以内」とする。

○指示様式で提出させる。

イ 基本協定書及び管理運営仕様書において、業務報告書とする。

5 吉田町北区いきいきセンター

(1) 指摘事項

ア 指定管理委託料について

年度協定書では、4,507,730円となっているが運営管理仕様書では4,507,740円となっている。その結果、10円の差額が生じているが指定管理委託料は年度協定書と運営管理仕様書は同額であるべきである。

イ 業務報告等について

事業報告提出依頼文書において、様式を指示しているにも関わらず、指定管理者は独自の様式で提出しているが指示どおりの様式で作成し、提出させるべきである。

ウ 見積表、当初決算書について

見積表では総費用から利用料金を控除項目とし、指定管理者委託料が記載されているが、当初決算書では収入の部・委託料の記載のみで、利用料金の記載がなく、「利用料を含む」と表記されているのみである。利用料金を記載させるべきである。

当初決算書の支出額は指定管理委託料と同額となっているが通常ではありえないことではないのか。実績額を記載するよう指導監督すべきである。

見積書と当初決算書で相違している科目名（需要費、需用費、報酬費、報償費）が記載されている。整合性を図るよう指導監督すべきである。

エ 基本協定書と管理運営仕様書との相違について

基本協定書・業務報告書

### 管理運営仕様書・事業報告書

上記のように基本協定書と管理運営仕様書で報告書の名称が異なっているが基本協定書「第10条 本協定、年度協定及び仕様書の間には矛盾若しくは齟齬がある場合、本協定、年度協定及び仕様書の順にその解釈が優先する。」となっている。従って規定に従い、管理運営仕様書を業務報告書と改正すべきである。

#### オ 備品について

実査を行った結果、備品表では有り则表示されているが現品が確認できないものがあった。適正、的確な備品管理に努めるよう指導監督に努められたい。

### (2) 措置の内容

- ア 年度協定書と運営管理仕様書の指定管理委託料は同額とする。
- イ 指定管理者に、報告内容について指示どおりの様式で提出させる。
- ウ 見積書と決算書の科目名を統一する。さらに決算書については実績額を記載する。
- エ 基本協定書、管理運営仕様書においては業務報告書とする。
- オ 備品表及び備品台帳の手続きを迅速に行い、適正、的確な備品管理の指導監督に努める。

### (3) 意見

- ア 「事業報告の提出及び様式」は、未制定であったが制定されるよう要望する。

### (4) 意見に対する措置

- ア 「事業報告の提出及び様式」を速やかに制定する。